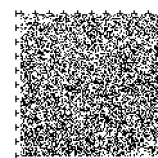
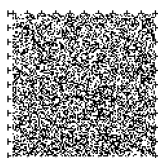


第6回専門部会(拡大専門部会)後の主な修正箇所等一覧

| |
|--------------|
| 推進協議会 第3回総会 |
| H30.1.25 資料6 |

※ 提言案ページの前に○がついている箇所については、会議後にメールや資料等により頂いたご意見になります。

| 提言案ページ | 項目 | 委員からの意見(要旨) | 対応案 |
|--------|---------------------------------|---|--|
| 2 | 1 障害者施策の基本理念 | 障害者権利条約と法律の関係性について整理をお願いしたい。 | 「障害者権利条約」や、「障害者基本法」、「障害者総合支援法」の基本理念を踏まえて、に改める。 |
| 4 | (1)障害に対する理解促進と心のバリアフリーの推進 | 「障害は特別な、ごく一部の人の問題である」の「特別な、ごく」をより身近な表現に改めたほうが良いのではないか。 | 「特別な、ごく」を削除する。 |
| 4 | (1)障害に対する理解促進と心のバリアフリーの推進 | 3つ目の○について、「思いやりの心」だけではいざという時の対応方法が分からない。「思いやりの心を持ち、それを行動に移せる」といった記載に変え、具体化すべきではないか。 | 「思いやりの心を持ち、それを行動に移せること」に改める。 |
| ○5 | 2 生涯学習等、スポーツ・文化芸術活動や地域活動への参加の推進 | 文部科学省から示された「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」を踏まえ、スポーツ・文化芸術活動を含む形で、生涯学習という考え方を取り入れたらどうか。 | 表題を「生涯学習等、スポーツ・文化芸術活動や地域活動等への参加の推進」に改める。 |
| 6 | (3)身近な地域社会への参加の推進 | 余暇活動支援 集団活動の「集団」を除くべきではないか | 「集団」を削除する。 |
| 6 | (3)身近な地域社会への参加の推進 | 余暇活動支援 集団活動の記載を「活動の場の確保や取組」、「活動の場や取組」などに改めてはどうか。 | 「活動の場の確保や取組」に改める。 |
| 6 | (3)身近な地域社会への参加の推進 | 「社会生活技術」の表現を「社会生活に必要な知識や技能」などに改めてはどうか。 | 「社会生活に必要な知識や技能」に改める。 |
| 6 | 3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり | 「支援が必要な人への理解」を進める中で、「当事者の意見を十分に含める」の表現を加えてほしい。 | ハード・ソフトの両面の施策の充実に、「引き続き、当事者の意見を取り入れながら、」を追加する。 |
| ○8 | (3)障害福祉サービス等の提供体制を確保するための方策 | 行動障害などで対応が困難で、支援におけるリスクが高い人について、受け入れる事業者がない場合には、行政が責任をもって整備することを明確化してほしい。 | 対応困難なケースは、地域での連携が重要であり、「地域で生活する障害者やその家族の状況の変化や緊急事態に対応を図り、障害者が地域での生活を継続できるよう、地域生活支援拠点あるいは地域における複数の機関が分担して機能を担う体制(面的な体制)を整備し、体制を構築することが重要である。」を追加する。 |
| 8 | (3)障害福祉サービス等の提供体制を確保するための方策 | 地域生活支援拠点設置数について、少なくとも一つ「以上」と追記をお願いしたい。 | 「以上」を追加する。 |
| 9 | (2)障害者の虐待防止と権利擁護 | 障害者の権利擁護に関する取組に触れる必要がある。具体的に、「虐待防止研修の強化」を盛り込んでいただきたい。 | 9頁「障害者の虐待防止と権利擁護」において、「虐待防止に向けた体制を強化することが求められる」に改める。 |
| 10 | (3)障害福祉サービス等の質の確保・向上 | 2つ目の○について、サービスの提供主体である事業者等が法令を遵守し、 <u>本人の意思決定に配慮しつつ</u> 、適正なサービスを提供するよう、と「本人の意思決定に配慮しつつ、」を追記してはどうか。 | 「本人の意思決定に配慮しつつ、」を追加する。 |
| 11 | イ 第5期障害福祉計画の成果目標の考え方 | 3つ目の○について、都外施設を含む施設入所者本人の意向確認及び意思決定支援、関係者との連携 と「及び意思決定支援」を追記してはどうか。 | 地域移行への意思の確立に向けた支援として、「また、地域移行に対する理解を進めるため、施設入所者の意思決定支援や家族の不安の解消により、地域移行への動機づけを支援していく必要がある。」を追加する。 |
| ○13 | イ 第5期障害福祉計画の成果目標の考え方 | 精神障害者の地域移行、一般就労に向けた支援の分野において、「これまで培ってきた関係機関の連携体制」を活用した、効果的な取組を行うべきではないか。 | 「関係機関の連携体制を踏まえた地域単位も考慮しながら、」を追加する。 |
| 15,16 | (3)発達障害児(者) | 区市町村における発達障害への支援体制をバックアップする都のセンターの充実が必要である。 | 区市町村をバックアップする役割として、「都は、発達障害児(者)及び家族の支援に取り組む区市町村の支援体制が充実されるよう、地域への支援を推進する必要がある。」を追加する。 |



| 提言案 ページ | 項目 | 委員からの意見(要旨) | 対応案 |
|------------|------------------------|--|--|
| ○16 | (5)難病患者 | 病状が重症化する前から、障害福祉サービスを利用することが望ましいため、医療費助成申請時に限らず、周知してほしい。 | 医療費助成の申請時「等も活用して」に改める。 |
| 17 | (1)災害時における障害者支援 | 災害対策について、本文に「要配慮者」の文言があるが、「要援護者」、「要支援者」と意味はどう違うのか。 | 「要支援者」とは、災害時に自力での避難が困難な者をさす。「要援護者」は、平成25年の災害対策基本法一部改正により、「要配慮者」とされ、より広義に、情報把握や避難、避難生活における配慮等が必要な者をさす。 |
| ○17 | (1)災害時における障害者支援 | 「様々な場面を想定した平時からの備えが重要である。また、避難所や仮設住宅等のバリアフリー化や障害特性等に応じた情報提供手段の整備など、…」と改めてはどうか。 | 様々な場面を想定した平時からの備えが重要であることから、避難所等におけるバリアフリー化や障害特性等に応じた情報提供手段の整備など、を、「様々な場面を想定した平時からの備えが重要である。また、避難所や仮設住宅等のバリアフリー化や障害特性等に応じた情報提供手段の整備など、」に改める。 |
| 19 | (3)障害児支援に関する基本的な考え方 | 放課後等デイサービスの質の維持が懸念される。厚生労働省から示されているように、都においても「放課後等デイサービスのチェックリスト」の作成などの取組を盛り込むべきではないか。 | 量とともに質の向上を図るため、「放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、支援の質の向上が求められる。」を追加する。 |
| 19 | (3)障害児支援に関する基本的な考え方 | 利用者の「障害児支援利用計画」から「サービス等利用計画」への移行引き継ぎをしっかりと取り組めるよう留意していただきたい。 | 教育・保育等との連携と関連して、「障害児支援利用計画の活用や、個別の計画の適切な引き継ぎを行うなどにより、」を追加する。 |
| 20 | 2 特別支援教育の充実 | 5番目の○の知的障害特別支援学校について、「増加に対応した特別支援学校の建設等」について具体的に盛り込むべきではないか。 | 規模と配置の適正化の部分に「学校の新設や増改築をはじめとして、多様な方法により」を加える。 |
| 20 | 2 特別支援教育の充実 | 5番目の○の「安心して安全に過ごせること」の部分について、「必要な教育を受けられるように」と改めるべきではないか。 | 「安心して安全に教育を受ける」に改める。 |
| 20 | 2 特別支援教育の充実 | 上から4つ目の○について、改正発達障害者支援法に基づき、「教育、保健、医療、福祉、労働などの関係機関」の前に、「個別の教育支援計画の作成を通して」と追記してはどうか。 | 「個別の教育支援計画の作成を通して、」を追加する。 |
| 20 | 2 特別支援教育の充実 | 通常の学級に通う発達障害のある児童への施策として、「特別支援教室」や「個別の教育」について盛り込むべきではないか。 | 「通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒に対して、特別支援協議室の設置をはじめ、在籍校で」を追加し、在籍校で障害に応じた個別の指導・支援が受けられるように改める。 |
| ○23 | ア 関係機関の連携強化 | 精神障害者の地域移行、一般就労に向けた支援の分野において、「これまで培ってきた関係機関の連携体制」を活用した、効果的な取組を行うべきではないか。 | 「関係機関の連携体制を踏まえた地域単位を活用して、」を追加する。 |
| 24 | ウ 障害者の雇用促進に向けた企業への支援等 | 多様な就労場の確保のため、就労支援施設に対して、先駆的な取組を奨励するような取組をしてはどうか。 | 「就労継続支援A型事業所についても、経営に関する好事例を紹介するなどして、事業所の経営改善を支援する必要がある。」を追加する。 |
| 25 | 1 福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実 | 人材確保について、施設トップや中間層のリーダーの育成等を行い、職員が障害者福祉に関わることにプライドを持てるような取組を図るべきではないか。 | 「事業所における職員の定着や資質向上を図るため、事業所の管理者や中核となる職員に対し、職場の環境改善や人材マネジメント能力の向上につながる支援が必要である。」を追加する。 |
| 25 | 1 福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実 | グループホームについて、「質への配慮」をもう少し一歩進めてほしい。 | 「支援の質の向上」に改める。 |
| 25 | 1 福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実 | 「人材の確保」が喫緊の課題であることを、最初に明確に打ち出してほしい。 | 「人材の確保・定着を喫緊の課題として捉え、」を追加する。 |
| 25 | 1 福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実 | 専門教育を受けた新卒者をどう確保するのか。 | 「福祉の職場への就業に関心のある方に、」を追加し、福祉系の学生に対する施策を示す。 |
| 25 | 1 福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実 | 他業種からの転職者をどう確保するか、転職をどう支援するのか、整理すべきである。 | 「さまざまな世代・立場の方に福祉職場に就業する意欲を持ってもらえるよう、人材の掘り起こしに努める必要がある。」を追加する。 |
| 25 | 1 福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実 | 1つ目の○について、「多様な事業者の参入を促す」とあるが、現在は促した結果が表れている段階であり、「促す」を行う段階ではないのではないか。 | 「多様な事業者の参入を促すとともに、」を削除する |

